

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

次 第

日 時：令和3年5月11日（火）
午後1時30分から2時まで
場 所：宮城県行政庁舎2階 講堂

1 開 会

2 挨拶 宮城県知事 村 井 嘉 浩

3 参加者紹介

4 議 題

(1) 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置について

(2) 水産部会の設置について

(3) 当面のスケジュールについて

(4) そ の 他

5 閉 会

<配 布 資 料 一 覧>

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 資料1 | 処理水に関するこれまでの経過 |
| 資料2 | 緊急要望書（4月13日付け、内閣総理大臣あて） |
| 資料3 | 緊急要請書（4月20日付け、東京電力HD(株)代表執行役社長あて） |
| 資料4 | 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置について |
| 資料5 | 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱 |
| 資料6 | 当面のスケジュール |

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議

出席者名簿（敬称略）

No.	構成団体名等	出席者	
		役職	氏名
1	宮城県漁業協同組合	代表理事組合長	寺 沢 春 彦
2	宮城県沖合底びき網漁業協同組合	代表理事組合長	鈴 木 廣 志
3	宮城県近海底曳網漁業協同組合	代表理事組合長	阿 部 幸 一
4	宮城県産地魚市場協会	会長	志 賀 直 哉
5	宮城県水産物流通対策協議会	会長	水 野 暢 大
6	宮城県消費地魚市場協会	会長	本 田 誠 (代理)石森 克文
7	宮城県食品輸出促進協議会	会長	小 野 寺 初 正 (代理)清水 勝之
8	宮城県農業協同組合中央会	代表理事会長	高 橋 正
9	宮城県農業会議	会長	中 村 功
10	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	佐 藤 勘 三 郎
11	宮城県議会	副議長	外 崎 浩 子
12	宮城県市長会	会長	伊 藤 康 志
13	宮城県町村会	会長	佐 藤 仁
14	宮城県	知事	村 井 嘉 浩
15		副知事	遠 藤 信 哉
16		経済商工観光部長	千 葉 隆 政
17		農政部長	宮 川 耕 一
18		水産林政部長	佐 藤 靖

<宮城県事務局>

No.	部局	課室	出席者	
			役職	氏名
1	復興・危機管理部		部長	佐藤 達哉
2	経済商工観光部	観光政策課	参事兼課長	柳澤 宏
3		国際ビジネス推進室	室長	星 和行
4	農政部		理事兼副部長	角屋 憲正
5		農業政策室	室長	常陸 孝一
6	水産林政部		副部長	高橋 義広
7			副部長（技術担当）	石田 幸司
8		水産林業政策室	室長	菅原 俊明
9			総括室長補佐（水産林業政策担当）	須藤 篤史
10		水産業振興課	課長	長谷川 新
11		水産業基盤整備課	課長	佐藤 崇
12			課長	伊藤 健治
13	(庶務)	原子力安全対策課	原子力防災対策専門監	日下 開
14	復興・危機管理部		副参事兼総括課長補佐	土谷 芳和
15			課長補佐（事故被害対策班長）	大谷 正彦

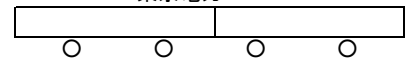
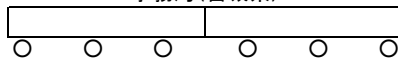
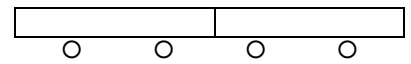
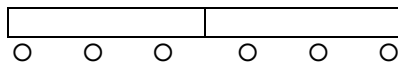
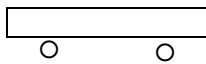
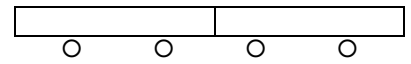
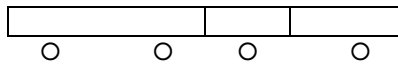
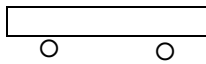
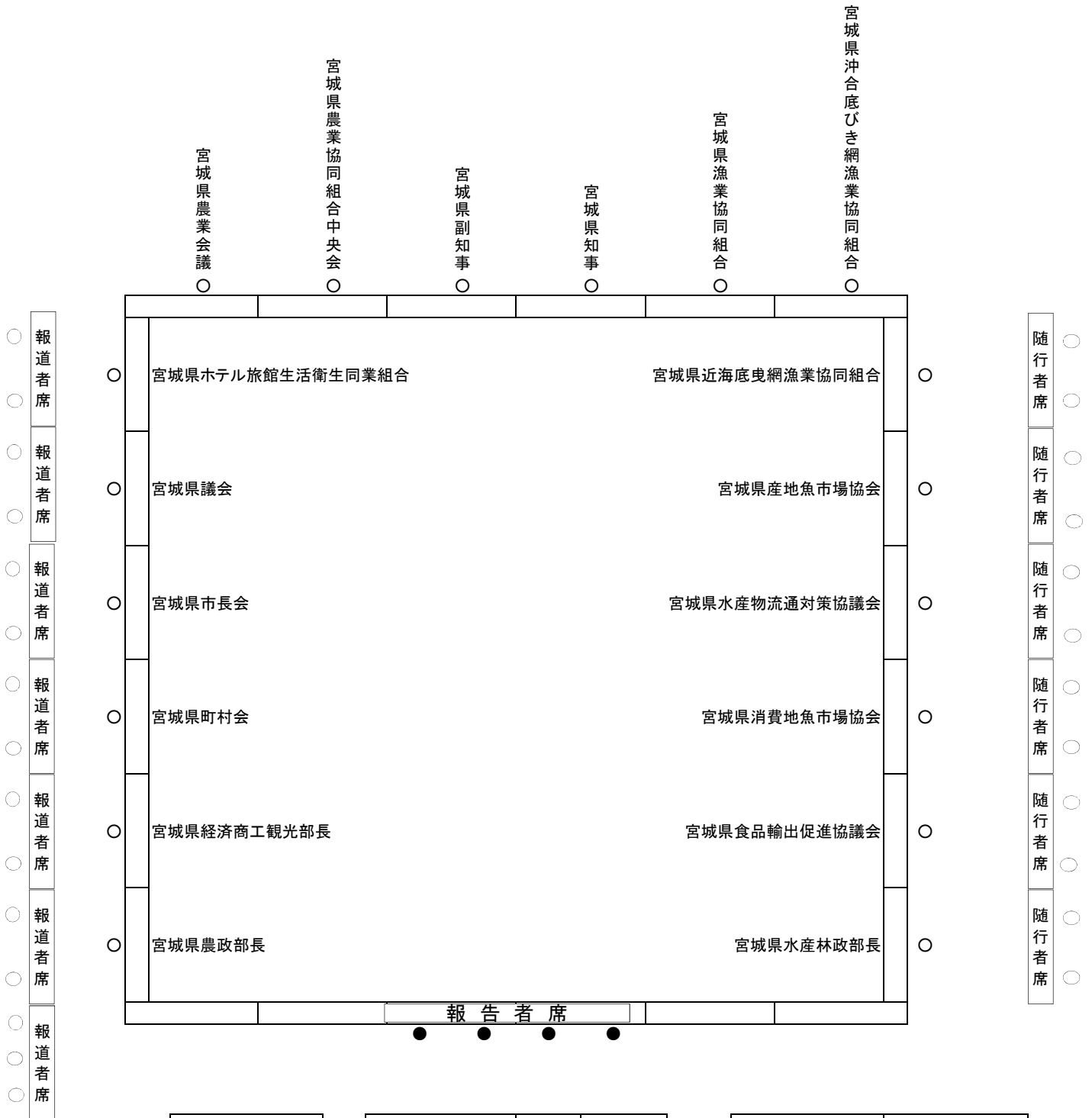
<会議終了後の説明に係る出席者>

No.	所属	役職	氏名
1	経済産業省資源エネルギー庁	廃炉・汚染水・処理水特別対策監	須藤 治
2		電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室 室長補佐	奥山 裕大
3		東北経済産業局	東日本大震災復興推進室長
4		資源エネルギー環境課長	中野かおり
5	東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役 福島復興本社代表	高原 一嘉
6		フェロー	新妻 常正
7		執行役員 福島復興本社副代表	内田 正明
8		福島第一廃炉推進カンパニーバイスプレジデント	阿部 俊一
9		福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター副所長	木元 崇宏

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議 席次表

令和3年5月11日(火)
県庁2階 講堂

ステージ
(スクリーン)



出入口

出入口

処理水に関するこれまでの経過

年度	政府・東電の対応	県内の動き
平成 25 年度 ～ 令和元年度	<p>平成 25 年 12 月～平成 28 年 6 月 ○トリチウム水タスクフォース（全 15 回） 技術的観点から 5 つの処分方法を評価</p> <p>平成 28 年 11 月～令和 2 年 2 月 ○ALPS 小委員会（全 17 回） 技術的観点到社会的観点を加えた検討</p> <p>令和 2 年 2 月 10 日 ○ALPS 小委員会報告書公表</p>	<p>平成 29 年 9 月 29 日 ○県議会が国に意見書を提出 汚染水の海洋放出を阻止</p> <p>令和 2 年 3 月 17 日 ○県議会が国に意見書を提出 処理水の自然界放出を行わない</p>
令和 2 年度	<p>4 月 6 日～10 月 8 日 ○「意見を伺う場」開催（全 7 回）</p>	<p>6 月 15 日 ○県漁協が知事へ要望書提出 処理水の海洋放出断固阻止</p> <p>9 月 9 日 ○第 6 回意見を伺う場で宮城県が意見を陳述（web 会議）</p>
令和 3 年度	<p>4 月 7 日 ○首相と全漁連会長の会談</p> <p>4 月 13 日 ○<u>関係閣僚会議（政府方針決定）</u></p> <p>4 月 16 日 ○処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議（初会合） ○<u>「政府基本方針を踏まえた当社対応」を東電が公表</u></p>	<p>4 月 12 日 ○県漁協と知事の会談 ○県漁協と県議会水産漁港議員連盟の意見交換</p> <p>4 月 13 日 ○経産省幹部が知事を訪問 首相への緊急要望書提出（県要望） ○経産省幹部が県議会議長等を訪問</p> <p>4 月 20 日 ○東電社長が知事を訪問 東電への緊急要請書提出（県要請） ○東電社長が県議会議長等を訪問</p> <p>5 月 11 日（本日） ○<u>第 1 回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の開催</u> ○<u>第 1 回水産部会の開催</u></p>

令和3年4月13日

原子力災害対策本部 本部長
内閣総理大臣
菅 義偉 殿

多核種除去設備等処理水の
海洋放出決定に対する緊急要望書

宮城県知事 村井 嘉浩

多核種除去設備等処理水の海洋放出決定に対する緊急要望書

本日、国から、多核種除去設備等処理水（以下、処理水という。）の処分方法を海洋放出とするなどの、処分に関する基本方針を決定したとの報告を受けました。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から10年が経過し、本県では、国内外の多くの皆様からの心温まる御支援に加え、国の特例的な財政支援や各種の規制緩和など手厚い措置を講じていただきながら、県民一丸となって復旧・復興に取り組み、復興の完遂まであと一步のところまで来ております。

水産業関係においても、関係者の懸命な努力により、漁業生産額や水産加工品出荷額も震災前とおおむね同水準まで回復するなど、明るい兆しも見え始めておりますが、一部の国々では食品の輸入規制が継続されるなど、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う本県水産物に対する風評は、いまだ完全な払拭には至っておりません。

これまで県では、処理水の処分方法の決定は、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が発生することが懸念され、国民に広く関係する問題であるため、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に取り組むこと、正確な情報を継続的に発信することなどに加え、国民的な議論の上で方針を決定することを求めてまいりました。

また、宮城県議会においては、2回にわたり、処理水を放出することに反対する意見書が採択されているとともに、宮城県漁業協同組合からも海洋放出反対の要望書が提出されております。

日々溜まり続ける処理水が、廃炉作業の足かせとなり得ることは理解しておりますが、今回の決定は、少なくとも国民の理解が得られている状況にあるとは受け止められません。このまま海洋放出が実施された場合、全国の水産業、特に震災から立ち直りつつある本県水産業にとって深刻な影響が発生することが危惧され、水産業関係者の不安は計り知れないものがあると考えております。

つきましては、処理水の海洋放出の実施までは、今後2年程度を要する見通しとのことでありますので、それまでの間、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討しながら、今回の決定により水産業を始めとした関係各産業への新たな風評を生じさせないための取組を確実に進めていくため、下記事項について、国として関係省庁が連携の上、全力で取り組むよう強く要望します。

記

1 国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化

本県に限らず、首都圏をはじめとした全国の消費者、流通関係事業者、食品関係事業者等に対して、国が主体となり、処理水に関する正確かつ分かりやすい情報を継続的に発信し、海洋放出の安全性について国民的な理解の醸成を図り、国内で新たな風評を絶対に発生させることがないよう全力で取り組むことを求めます。

併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制等を実施している国はもとより、諸外国に対して、国際会議や在京外交団、外国プレスへの説明などあらゆる機会を通じて、情報を発信するなど、国際社会において新たな風評が生じることがないよう万全の対策を講じることを求めます。

2 厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築

処理水の処分は、トリチウム水の環境放出に係る規制濃度基準の40分の1以下、かつ施設の年間放出管理目標値（年間22兆ベクレル）以下で海洋放出することが前提となっています。このことから、国として、万が一にもこの基準を超える放出が行われることがないように、確実な水処理、厳格なモニタリング体制や異常時の対応を含めた万全な管理体制を東京電力ホールディングス株式会社と一体となって構築することを求めます。

3 風評の懸念に対する万全な対策の実施

一旦風評により販路が喪失してしまうと、その回復が非常に困難であり、今後放出に向けた動きが本格化していく中で、風評被害の発生が懸念される場合においては、各種振興策を講じるなど迅速に対応をするよう求めます。特に、全国有数の水産県に復活しつつある本県が最も影響を受ける可能性が高いと考えられるため、一律に地域を限定せず、漁業振興策の実施と併せ、販路や需要の確保など漁業者や流通加工業関係者等のなりわいに支障が生じないように、国が責任をもって万全の対策を講じることを求めます。

4 万が一に備えた損害賠償スキームの策定

今後、万が一処理水の海洋放出に伴う風評被害が発生した場合には、請求に係る負担や不利益が生じることなく、被害を受けた全ての事業者が迅速かつ確実に損害賠償を受けられるよう、一律に賠償期間や地域を限定せず、これまでの原子力損害賠償のスキームに代わる新たな仕組みを、国として早急に策定することを求めます。

令和3年4月20日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

多核種除去設備等処理水の処分に関する
政府の基本方針を踏まえた対応方針に対する
緊急要請書

宮城県知事 村井 嘉浩

多核種除去設備等処理水の処分に関する

政府の基本方針を踏まえた対応方針に対する

緊急要請書

令和3年4月13日に、国は、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の処分方法を海洋放出とするなどの処分に関する基本方針を決定した。また、これを受け、東京電力ホールディングス株式会社では、16日に社としての対応方針を発表した。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から10年が経過し、本県では、国内外の多くの皆様からの心温まる御支援の下、県民一丸となって復旧・復興に取り組み、復興の完遂まであと一步のところまで来ている。

水産業関係においても、関係者の懸命な努力により、漁業生産額や水産加工品出荷額も震災前とおおむね同水準まで回復するなど、明るい兆しも見え始めているが、一部の国々では食品の輸入規制が継続されるなど、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う本県水産物に対する風評は、いまだ完全な払拭には至っていない。

これまで県では、処理水の処分方法の決定は、特定の地域・産業に限らず、新たな風評被害が発生することが懸念され、国民に広く関係する問題であるため、国に対し、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に取り組むこと、正確な情報を継続的に発信することなどに加え、国民的な議論の上で方針を決定することを求めてきた。

また、宮城県議会においては、2回にわたり、処理水を放出することに反対する意見書が採択されているとともに、宮城県漁業協同組合からも海洋放出反対の要望書が提出されている。

日々溜まり続ける処理水が、廃炉作業の足かせとなり得ることは理解しているが、現在のところ、少なくとも国民の理解が得られている状況にあるとは受け止められない。このまま海洋放出が実施された場合、全国の水産業、特に震災から立ち直りつつある本県水産業にとって深刻な影響が発生することが危惧され、水産業関係者の不安は計り知れないものがあると考えている。

このため県では、基本方針の決定を受け、同日、国に対し、処理水の海洋放出を実施するまでの間、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討しながら、水産業を始めとした関係各産業への新たな風評を生じさせないための取組や、万が一被害が発生した場合の新たな賠償スキームの策定などを求めたところである。

また、柏崎刈羽原子力発電所においては、IDカードの不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失など、原子力事業者としてあるまじき不適正事案を発生させ、会社としての社会的信頼を大きく失墜させた。

については、東京電力ホールディングス株式会社においては、国内外に不安を与えることのないよう信頼回復に向け厳格に自らを律するとともに、原発事故の原因者としての責任を改めて自覚し、断固たる決意の下、これまでも求めている誠実な賠償対応や適切な廃炉対策に加え、下記事項について確実に対応することを強く要請する。

また、風評を懸念しているのは福島県だけではなく、特に本県や茨城県においても同様であることから、福島県、宮城県、茨城県の3県に対する対応に差が無いよう求める。

記

1 新たな風評発生防止に向けた情報発信の強化

これまでの原発事故対応に係る不安感・不信感解消への取組がまだ十分ではない中、新たな風評を生じさせないため、処理水の海洋放出の安全性に関する正確かつ分かりやすい情報を継続的に発信し、国民、そして国際社会から理解が得られるように全力で取り組むこと。

2 厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築

処理水の処分は、トリチウム水の環境放出に係る規制濃度基準の40分の1以下、かつ施設の年間放出管理目標値（年間22兆ベクレル）以下で海洋放出することが前提となっていることから、万が一にもこの基準を超える放出が絶対に行われることがないように、確実な水処理を行い、厳格なモニタリング体制の下、異常時の対応を含めた万全な管理体制を構築すること。

3 風評の懸念に対する万全な対策の実施

一旦風評により販路が喪失してしまうと、その回復が非常に困難であり、今後放出に向けた動きが本格化していく中で、風評被害の発生が懸念される場合においては、各種振興策を講じるなど迅速に対応をすること。特に、全国有数の水産県に復活しつつある本県が最も影響を受ける可能性が高いと考えられるため、一律に地域を限定することなく、漁業者や流通加工業関係者等のなりわいに支障が生じないように、万全の対策を講じること。

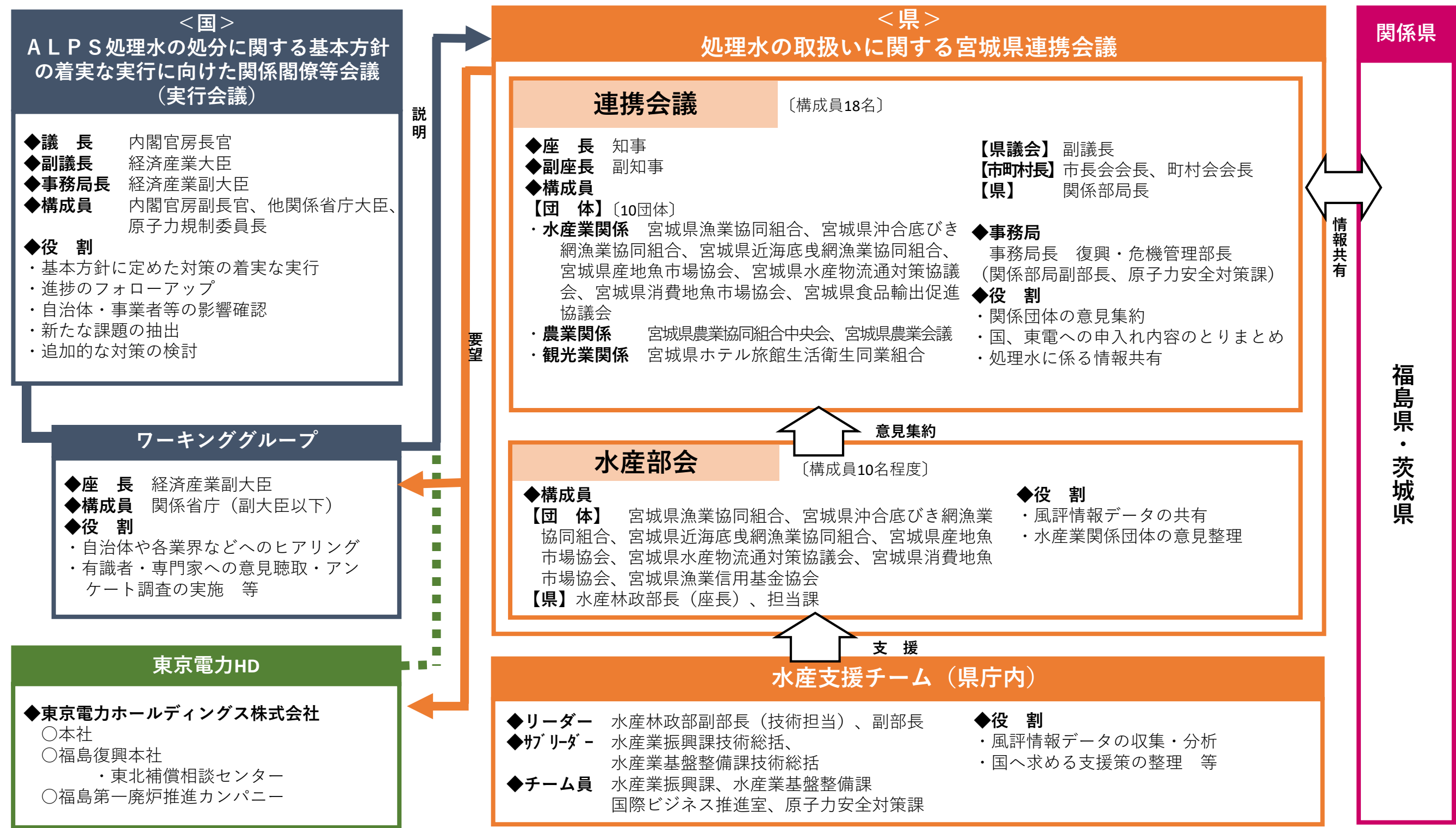
4 万が一、風評被害が発生した場合の迅速かつ確実な賠償の実施

今後、万が一処理水の海洋放出に伴う風評被害が発生した場合には、被害を受けた全ての事業者に対して、請求に係る負担や不利益を生じさせることなく、一律に賠償期間や地域を限定せず、被害者それぞれの立場に寄り添った迅速かつ確実な賠償を実施すること。

処理水の取扱いに関する宮城県連携会議の設置について

<会議の目的>
 ○ 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力HDに対し責任ある対応を継続的に求めていくため、申し入れ内容を取りまとめることを目的とする。

<会議の運用方法>
 ○ 連携会議は、国や東京電力ホールディングスの関係者を招聘し説明を受ける場として、または、とりまとめた申し入れ内容について国のワーキングメンバーや東京電力ホールディングスに対し要望を行う場としても活用するものとし、必要に応じ年数回の開催を想定。



処理水の取扱いに関する宮城県連携会議設置要綱

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の取扱いに関して懸念される影響について、県内の関係団体等の意見を集約し、国及び東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する申し入れ内容を取りまとめるため、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 処理水の取扱いに関して懸念される影響に係る意見集約に関すること。
- (2) 国及び東京電力への申し入れ内容のとりまとめに関すること。
- (3) 処理水に係る情報共有に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる各団体の長等をもって構成する。

- 2 連携会議に座長及び副座長を置き、座長は宮城県知事、副座長は宮城県副知事（復興・危機管理部の所掌事務を担当する副知事）とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 連携会議に必要な応じて業界団体ごとに部会を置く。

- 2 部会は、構成団体間の情報交換を行うとともに、連携会議の所掌事務のうち当該業界に関する事項等について協議する。
- 3 部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、座長がこれを招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名等
《水産業関係団体》 7 団体 宮城県漁業協同組合 宮城県沖合底びき網漁業協同組合 宮城県近海底曳網漁業協同組合 宮城県産地魚市場協会 宮城県水産物流通対策協議会 宮城県消費地魚市場協会 宮城県食品輸出促進協議会
《農業関係団体》 2 団体 宮城県農業協同組合中央会 宮城県農業会議
《観光業関係団体》 1 団体 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合
宮城県議会 宮城県市長会 宮城県町村会 宮城県

当面のスケジュール

